

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、令和3年1月13日から実施する。

令和3年1月8日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立加茂病院	内科、神経内科、緩和ケア内科、外科、 <u>心臓血管・呼吸器外科</u> 、 <u>整形外科</u> 、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科	新潟県立加茂病院	内科、神経内科、緩和ケア内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科
(略)		(略)	